平成２７年（フ）第２５号
新潟県胎内市つつじが丘下315番地259　シャンボールＮ－101号、前住所新潟県胎内市北本町５番19号
債務者　本間　雄二
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第２６号
新潟県村上市若葉町１番９号
債務者　中島　浩史
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第２７号
新潟県村上市若葉町１番９号
債務者　渡辺　國弘
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第３７号
新潟県新発田市本田丁313番地
債務者　笠井ミユキ
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第３８号
新潟県胎内市並槻797番地12、前住所新潟県新発田市下小中山992番地８
債務者　皆川　悦子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第６２号
和歌山市杭ノ瀬１番地の19
債務者　山下紀代子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第８３号
和歌山市内原920番地の４　黒川コーポ201号
債務者　松田　久夫
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第８４号
和歌山市内原920番地の４　黒川コーポ201号
債務者　山田きくみ
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１１４号
和歌山県岩出市荊本184番地の１　Ⅱ－203号
債務者　宮田　町子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１２１号
和歌山市広瀬通丁２丁目18番地
債務者　上野山晃広
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４０号
山口県宇部市開１丁目７番10－501号開マンション
債務者　江村　一良
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第４９号
山口県宇部市北琴芝１丁目６番18号
債務者　中谷　優美
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第１００号
香川県高松市屋島西町2315番地　サンハローＢ201
債務者　山上　育応
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２０２１号
大阪市淀川区三津屋南１丁目15番３－406号
債務者　仲井間正美（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１２０号
大阪市西区九条南１丁目10番５－1002号
債務者　平田　龍一
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１４２号
大阪府守口市寺方錦通３丁目11番10－105号
債務者　姫野　利夫
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８０６号
東京都品川区北品川４丁目９－19－103
債務者　山口久美子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部